

愛媛県立東予高等学校機械警備業務委託仕様書

- 1 警備対象物件
学校名 愛媛県立東予高等学校（以下、「甲」という。）
所在地 愛媛県西条市周布 6 5 0 番地
- 2 委託業務
(1) 校内侵入、火災設備警報（漏電、水槽他）の異常状態の感知
(2) 異常発生時における関係先への通報及び連絡
(3) その他愛媛県立東予高等学校の財産保護に必要な警備業務
- 3 警備方法
機械警備システム
- 4 警備基準時間
開校日 午後 10 時 00 分から翌朝午前 6 時 00 分まで
閉校日 終日
- 5 警備実施時間
警備対象が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を解除する。
- 6 警報装置
(1) 警備対象に設置された警報装置は、発生した異常事態を受託者（以下、「乙」という。）へ自動的に通報するシステムとし、乙の設置する通信回線を使用する。
なお、通信に係る費用は乙の負担とする。
(2) 火災監視については、火災受信機から移報する。
(3) 設備監視については、設備制御盤から移報する。
(4) 乙の設置した警報装置については、その機能を維持するため適宜保守点検を実施する。
- 7 警備ブロック
警備対象を 10 ブロックに分けて、各ブロックで個々に警備のセット・解除操作ができ、その状況を監視センターで確認できるようにする。
警備ブロックは別紙警備ブロック図・別紙 1 警備区域（以下 別紙 1 という）および下記のとおりとする。

① 本館	② 職員室
③ 事務室・校長室	④ 進路指導室・応接室
⑤ 企画情報準備室・実習室	⑥ 建築教棟
⑦ 電気システム科教棟	⑧ 体育館
⑨ 機械科教棟	⑩ 土木教棟
- 8 校舎内に設置するセンサーの種類及び設置場所
(1) センサーの種類

① 開閉センサー	ドアや窓の開放や、こじ開けを感知する。
② 空間センサー	人体の発する熱で侵入者を感知する。

(2) 設置場所
機械警備に必要な適合機器の配置および種類・数量は別紙 1 のとおりとする。
- 9 校舎屋外に設置する威嚇用センサーの種類及び設置場所
(1) センサーの種類

① センサーライト	人体の動きをキャッチしてライトを点灯させる。
② ダミーカメラ	屋外用のダミーカメラを設置する。

(2) 設置場所
機械警備に必要な適合機器の配置および種類・数量は別紙 1 のとおりとする。
- 10 警備状態確認装置の設置
各警備ブロック警備状態およびセンサーの状態を確認するための確認装置を下記の

とおりに設置する。

(1) 各警備ブロックの確認装置

各警備ブロックの警備状態が確認できる装置を最終出入口付近および事務室内に設置する。

11 校舎への入退出方法

(1) 本館最終出入口は電気錠方式とする。

(2) オートロックの解錠・施錠は、機械警備のセット・解除操作と連動する。

(3) 各警備ブロックに入退出するための出入口には鍵保管箱を設置する。

(4) 鍵保管箱の解錠は機械警備セット・解除操作と連動する。

12 監視センター

警報受信装置を常時監視するとともに、警備要員との連絡を保持する。

13 警備要員

監視センターとの連絡を保持し、警備対象の事態に備える。

14 異常事態発生時における乙の処置

(1) 警報受信装置により、甲の警備対象に異常事態が発生したことを感知したとき、乙は速やかに（警備業法に基づき 25 分以内）現場に到着できるよう警備要員の配置を行い、異常事態の確認をするとともに事態の拡大防止にあたる。

(2) 警備対象に到着した警備要員は、異常事態を確認後、監視センターへその状況を連絡し、必要に応じ予め定めた関係機関へ通報する。

(3) あらかじめ定められた甲の責任者または緊急連絡者に連絡する。

15 事故報告

乙は、事故報告の際は、速やかに電話もしくは、口頭で甲に報告するとともに、後刻書面をもって報告しなければならない。

16 緊急連絡者の指定

(1) 甲はあらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を乙に交付する。

(2) 上記連絡者に変更があるときは甲は、遅滞なくその都度、変更した名簿を乙に交付する。

17 鍵・カード等の預託

機械警備実施に必要な鍵・カード等は甲・乙相互に預託し、預託された鍵等は、厳重に保管する。

18 費用負担

(1) 警備業務遂行のための警備機器は、乙が設置し乙の所有に属する。

(2) 甲の都合により、契約期間中に警備機器を移設する場合の工事費は、甲の負担とする。

(3) 契約の解除又は終了により、警備機器を撤去する場合の経費は、乙の負担とする。

(4) 甲の責任により警備機器を破損あるいは損失した場合の修繕費は、甲の負担とする。

19 校舎の構造変更等

甲は、警備委託する校舎の増築、改築及び付帯する構造の機能変更等が行われるときは、変更を行う日の 15 日前までに遅滞なく乙に通告し、警備計画の検討を求めるものとし、甲の任意による施工により生じた校舎等に係る事故については、理由のいかんを問わず乙はその賠償の責めを負わない。

20 警報装置の保守点検

甲に設置された警報装置の機能について保守点検を行い、警報装置が正常に作動するよう努めること。

21 守秘義務

警備業務にあたり、知り得た甲および当該施設に関する情報を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除および期間満了後についても同様とする。

- 22 原状回復
契約の解除及び期間満了により機器等を撤去する場合は、設置前に近い状態に回復すること。また、撤去の費用については、乙の負担とする。
- 23 損害賠償
乙が、本仕様書の条項違反あるいは故意、過失により甲もしくは第三者に損害を与えた場合、乙は、対人賠償、対物賠償を合わせて1事故 10 億円を限度として賠償の責任を負う。
- 24 その他
(1) 本仕様書は、警備方法の大要を示すものであるから、警備上付帯的に実施しなければならないものについては、本仕様書に記載していないものであっても必要に応じ甲乙協議して実施するものとする。また、入札にあたっては、別紙警備ブロック図・別紙1等を参照したうえで、同等以上の運用及び機器構成とする。
(2) 落札者は事前準備として落札決定日の翌日から令和6年3月31日までの間に警備に必要な機器・配線等の設置工事を行なう事ができるものとする。